

佐久市条例第 3 9 号

「佐久市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例」

をここに公布する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

佐 久 市 長 柳 田 清 二

佐久市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(佐久市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 佐久市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成22年佐久市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「期末手当」の次に「、寒冷地手当」を加える。

第4条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び寒冷地手当」に改める。

(佐久市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 佐久市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成22年佐久市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「勤勉手当」の次に「、寒冷地手当」を加える。

(佐久市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例及び佐久市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 佐久市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例及び佐久市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（令和7年佐久市条例第49号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「及び同年11月から令和9年3月まで」を削る。

附則第3項の表を次のように改める。

令和7年11月から令和8年3月まで	6,600円
-------------------	--------

附 則

この条例は、令和8年11月1日から施行する。ただし、第3条の規定は公布の日から施行する。